

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第一号

### 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第五十二条第一項第三号の規定に基づき、知事の調査等の対象となる法人の範囲を定めるものとする。

(出資法人の範囲)

第二条 政令第五十二条第一項第三号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。

- 一 財団法人広島県女性会議
- 二 財団法人もみのき森林公園協会
- 三 財団法人中央森林公園協会
- 四 福山リサイクル発電株式会社
- 五 財団法人広島原爆被爆者援護事業団
- 六 財団法人広島勤労福祉事業団
- 七 株式会社広島テクノプラザ
- 八 株式会社広島ソフトウェアセンター
- 九 社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会
- 十 社団法人広島県山行苗木残苗補償協会
- 十一 広島空港ビルディング株式会社
- 十二 財団法人広島県教育職員互助組合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。